

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	下水道課
会議名 (審議会等名)	令和8年度 第2回 嬉野市下水道審議会		
開催日時	令和8年6月3日（水） 10：00～12：00		
開催場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 第3-1会議室		
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	0名
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	角田委員、北川委員、鳥巢委員、中尾委員、内野委員、 野辺田委員	
	事務局	下水道課長、下水道課副課長、下水道課主任、 下水道課主査、下水道課主査	
	その他	地域共同法人日本下水道事業団研修センター 教授 加藤壮一	
会議の議題	(1) 嬉野市営浄化槽事業のあり方について (2) マンホールデザインの選定について		
配布資料	式次第、審議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	下水道課
議 題	(1) 嬉野市営浄化槽事業のあり方について (2) マンホールデザインの選定について		
内 容	下記のとおり		
審 議 経 過	会 長 事務局	それでは本日もよろしく申し上げます。まず、議題 1 嬉野市市営浄化槽事業のあり方について、事務局からご説明をお願いします。 資料をご覧ください。 嬉野市市営浄化槽のあり方について、 4 月に 1 回目の審議会、市長から 2 点諮問事項があり、 1 点目は嬉野市浄化槽事業の整備について、 2 点目は適正な下水道使用料についてでした。2 ページ目をご覧ください。今回は 4 つの項目のうちの 3 つ、整備計画の見直し、既存浄化槽の受け入れ廃止、個人浄化槽への無償譲渡について再度簡単に説明させていただきまして、委員の皆様からご意見等頂戴したいと思っております。料金体系の見直しにつきましては、改めて協議をしてもらう予定としておりますのでご了承ください。 それでは、説明させていただきます。 3 ページ目でございます。 まず、整備計画の見直しです。 平成 27 年度から市営浄化槽の整備を行っておりまして、これまで 746 基の整備を行っております。 整備当初から 11 年が経過しているところです。 循環型社会形成推進交付金、 1/3 の補助でございませけれども、それを活用しまして事業を行ってまいりました。 下の方には令和 7 年度の単年の実績をお示ししております。 浄化槽の設置基数としましては 58 基、ここ数年は約 60 基の整備を年間で行ってきたところでございます。 浄化槽の設置工事費の合計設置工事費は 137, 250 千円で、内訳としましては国の補助、国費でございませけれども、26, 337 千円、起債で 62, 600 千円、使用者からの分担金が 9, 653 千円、補填財源が 5, 135 千円となっております。 続きまして 4 ページお開きください。 提案事項となっております。浄化槽整備に関しましては、令和 7 年度において 67, 735 千円を借入と一般会計からの赤字補填で賄っている状況でございませ。 工事費財源の約 65 % を占めております。浄化槽整備は公共下水道や農業集落排水の集合処理の公共性があるものと異なりまして、個人性が高いものでございませ。 3 ページで申し上げました使用者からの分担金 9, 653 千円負担していただいておりますが、全体工事費からすると使用者からの分担金は約 10 % に満たない状況でございませ。 浄化槽の維持管理費を回収するには使用料改定が必須でございまして、浄化槽の整備費までの改定は当分の間、回収は非常に難しい、困難なものとなっております。 そ	

	こで事務局からの提案でございます。 5ページをお開きください。 市町村設置から個人設置浄化槽への補助金へ令和9年度から変更したいと事務局では考えております。 5人槽の場合の事業の切り替えした場合の例を提示しております。 公共浄化槽等の整備推進事業でございますけれども、事業費全体で大体約900千円、そのうち国の補助、国費が294千円、起債が400千円、使用者からの分担金が120千円、補填が86千円となっております。維持管理は市が行っております。 それが個人主体である個人浄化槽設置整備事業になりますと、個人負担が568千円、国補助が110千円、市補助が222千円となります。 これまで個人設置でされた方は、そういう負担をされております。 もちろん維持管理も個人が行うものとなっております。 次に、帰属浄化槽の受け入れ廃止でございます。 6ページをお開きください。 市営浄化槽の帰属基数をお示ししております。 これまで252基の帰属があっており、人槽ごとの内訳は5人槽で29基、6人槽で16基、7人槽が137基となっており、20人槽までの帰属基数をお示ししております。 懸念事項としましては、帰属浄化槽の年数が経過しており、老朽化による修繕費が年々増加傾向にあります。 修繕の約9割が帰属浄化槽ということでございます。 そして、個人設置浄化槽は人槽ごとの維持管理料金体系となっております、これを市へ帰属しますと、水道使用量に準ずる下水道使用料となります。 個人負担や管理の手間が軽減されますので、市へ帰属されるケースが当然多くなるということでございます。 7ページの事務局提案でございます。 帰属浄化槽の受け入れ廃止を、これも令和9年度から開始したいと事務局では考えております。 老朽化している帰属浄化槽の受け入れによる修繕費の負担が発生しており、事業経営を圧迫している状況です。 財政負担の増加抑制と浄化槽料金の体系を人槽体系に改定することにより、個人設置浄化槽との公平性が確保され、既存浄化槽の受入件数が減少すると事務局では見込んでおります。 8ページを開いてください。 最後になりますが、個人浄化槽の無償譲渡でございます。 平成27年度からの市営浄化槽維持管理基数が976基、本年度1,000基をクリアする予定となっております。 個人設置浄化槽維持管理基数が889基でございます。 まず、浄化槽管理の公平性ということで、先ほど基数を申し上げましたが、市営と個人管理が混在している状況でございます。 同じ生活処理でも負担に差があることは、これまでの説明でお分かりになっていただけたと思います。 個人設置型と市設置型の比較におきまして、3万円ほど多く個人が多く負担していただいている状況です。 公平性の観点から、浄化槽管理主体の統一化を図る必要があると考えております。 次に、空き家の増加など、今後懸念される課題に柔軟に対応するため、浄化槽を家屋の付帯物として個人で管理する必要がございます。 現在、人口減少、空き家が増加しているという状況の中、市営浄化槽では親族が所定の手続きの休止、廃止届を提出し損なう事例が少なからずあっております。 最後に、使用料の減収による維持管理費の増加でございます。 市による浄化槽管理を継続する場合、老朽化する浄化槽の修繕更新の更新、維持管理費用の発生がいたしまして、浄化槽使用料の引き上げが課題となっております。 事業をすればするほど、既存を受け入れれば受
--	--

		け入れるほど赤字が増大している状況となっております。安定した事業ができにくい状況となっているところでございます。そこで、事務局からの提案でございます。9 ページをお開きください。市設置後の 10 年以上経過した浄化槽から個人使用者への無償譲渡を、令和 9 年度から開始したいと考えております。10 ページにはこれまで説明した提案事項を簡単にまとめております。事務局といたしましては、市営浄化槽事業を開始して 11 年を経過し、市営浄化槽の整備基数も本年度で 1000 基を超える見通しとなりました。これまで水洗化に力を注いできておりますが、現在もくみ取り等で水洗化に至っていない世帯については、高齢化やご家庭の事情があつてのことと思っております。昨年度当初に下水道使用料の改定を 3 割増で行いましたが、安定した経営には程遠く、市からの一般財源からの補助をもつても、昨今の物価高騰とインフラの老朽化と突発的な自然災害には備えきれない状況でございます。事務局といたしましては、令和 9 年度から待ったなしの状態と思っております。審議員の皆様の活発なご審議をお願いしたいと思っております。以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
会 長		ありがとうございました。皆様それぞれの方のどういうお考えか、何かお聞かせいただけたらなと思うところです。既存の市営浄化槽の方の維持管理費はどれくらいかかっていますか。
事務局		はい。先ほどの補足になります。令和 6 年度の維持管理費を例に申し上げますと、5 人槽では、清掃点検に伴う費用として 1 ヶ月税込みで約 4,490 円、法定検査、これは年に 1 回受けることになっております。年間約 6 万円強が維持管理として、市で負担しております。今後も新たに維持管理費用が発生するということは見込まれます。
委 員		現状、下水道の使用料は、大体 5 人槽ぐらいのところの家庭ではいくらぐらい負担をされていますか？
事務局		月の下水道料金ということで、大体約 20 トンとしまして、嬉野市では税込みの 3,740 円となります。先ほど清掃点検で 令和 6 年度の単価で 4,490 円としておりましたので、回収に至っておりません。また、先ほど課長の方から説明がありましたけれども、修繕費が増えている現状でして、今後も時間が経てば老朽化していきますので、修繕費の負担も見込まれてきます。
委 員		市営浄化槽を使われている委員の方はいらっしゃいますか。
事務局		個人浄化槽を設置されている委員の方もいらっしゃいますし、帰属して市営浄化槽にされている方もいらっしゃいます。
委 員		市営浄化槽の区域の方が欠席されている状況でいろいろ決めるのはどうかと思います。
委 員		個人浄化槽への整備の切り替えについて、今市が負担しているものを個人負担にしてもらうよつていう解釈ですね。整備に対する個人負担が増えるということでしょうか。
事務局		整備に関して、個人負担は、市営浄化槽で整備する際よりも増えます。
委 員		ということは、今後、新しく浄化槽をつける人たちは、個人で整備してねという話

	事務局 委員 委員 加藤氏 委員	になるわけですね。今までは公共事業でしていいものを補助にするという意味ですよ。私から言えば、下水道が来てないところにはもう家建てたくないよねって話になるのではないですか。 今回市営浄化槽の整備をやめますではなくて、補助金という形に転換を考えております。現状市営浄化槽で昨年新規設置が半分の割合を占めております。新しくお家を建てられるということで、浄化槽整備区域だったので、市営浄化槽の整備にいたっております。しかしながら、個人設置浄化槽の補助金として補助されている自治体もあります。市設置浄化槽から個人設置への補助金方式へ転換していけたらという、事務局の方では考えております。 行政としては水洗化を進めるために平成27年度から、市営浄化槽事業を行い、今年度で11年目を経過しております。1,000件の市営浄化槽の設置整備ができたというふうなことを考えれば、ある程度の推進は図られたと考えております。今の行政の下水道事業の状況を見ると、市営浄化槽を整備すればするほど赤字がどんどん増えているということになってきますので、事務局としては整備方針に関して補助金へ転換していきたいと考えております。もう待ったなしの状態まで来ているということで、審議会の議題として挙げさせていただいたという状況です。審議員の皆様にはそこを押さえていただいて、ご審議いただきたいと事務局の方では思っているところでございます。 集合処理できない家に光を当て、水洗化を推進しましょうというところから多分スタートをされておられると思いますけれども、10年経ってやっと1,000件になったということですね。例えば2,3年かけて市営浄化槽の整備について広報活動をすべきではないかと思います。 手上げ方式で審議を進めて行くにはちょっと危険視した感覚になります。 本来浄化槽は個人が設置するものです。ところが、生活排水対策が遅れていたものですから、1日も早く一人でも多くの方に、生活排水を処理していただくということで、市町村設置を始めています。ですから、設置費も管理費も市が出しますと。だから1日も早く浄化槽を設置してください。それを11年間やってきた。とうとう1,000戸を超えました。それは結果的に、個人設置の方の数より多くなります。しかしながら、個人設置した人は、整備費・維持管理費の負担をずっとしてきているわけです。ですから、同じ嬉野市民であるのに、まさに不平等なのです。というのは、1日も早く生活排水を処理してくださいという政策目標があったので、不公平を承知の上でこれやってきています。10年間も市営浄化槽を見てきたのだから、管理は、個人に返してもいいのではないのでしょうか。やはり個人設置と市町村設置の料金が人槽体系になってないものですから、市町村設置の人が得をしている状況ですね。市として1日も早く、生活排水対策を行う政策目標があったので、設置も管理もお金を出しましょうとしてきたわけです。10年間続けてきた結果、個人設置を上回り、政策目標を達成することができたのではないかと。これ以上の財政負担に嬉野市はもう耐えられませんかという状況になっています。ですから、本来の個人設置に戻しましょうというのが今回のお願いです。
--	--	---

その他	もともと十年後整備が終わりますと謳っていればと思いますが、ある日突然やめちゃうよってわけじゃなくて、令和9年度からって言えば1年しかないでしょ。
加藤氏	市営浄化槽として整備したものは、10年経つまでは面倒見ますよということなので、一応経過措置はね、配慮している仕組みになっています。
委員	6ページのところで、帰属というのは個人設置したものを市に帰属させますよって話ですよ。私が伺いたいのは、まだ889基の個人設置を個人がされていて、なぜ帰属浄化槽にされなかったのですか。
事務局	一つは、維持管理費用が関係するのですが、個人設置浄化槽の場合人槽ごとに維持管理費を支払うことになっていて、市営浄化槽に帰属すると、水道使用水量で料金を見ることになります。費用比較をされて帰属されている状況です。例年10件ほど、帰属申請を受けております。その維持管理の負担は、市からの基準外繰入金としていただいておりますので、結果赤字を抱えていくような形にはなっています。そういった課題がありますので、帰属浄化槽の受け入れと廃止したいというのが事務局からの提案となります。
委員	先ほどの8ページの説明で、市営浄化槽よりも個人設置浄化槽の方が3万円多く負担していらっしゃるという説明があったけども、それは間違いですか。
事務局	5人槽の場合ではありますが、5人住んでいらっしゃる維持管理相当分を使用料で負担している状況かと思います。しかしながら、住んでいらっしゃる方が減少し、使用水量もその分減少するため、月千円程度の使用料しか徴収できないといったケースもあります。その負担分が発生しますので、料金改定を検討していくのが一つではあります。使用される場所に必要の人槽の浄化槽を入れていらっしゃるわけですので、その負担分は使用料として求めていけないのではないかなというふうには感じます。
委員	平成27年度より前はどのようにしていたのか。
事務局	平成27年度から公共下水道区域と農業集落排水の区域以外は全て浄化槽区域というふうになっています。それまでは補助金や、補助をせずに個人設置浄化槽を入れてらっしゃるってような状況です。
委員	平成27年以降、個人で設置した人はいないということですか。
事務局	50人槽以上の大きな浄化槽を入れていらっしゃるところは個人で設置されている状況です。
委員	農業集落排水区域で、終末処理場の処理量が決まっていて、新しく住宅ができたところは工事費を考えて、浄化槽を入れた方がいいという話がありました。要するに個人負担を考えると9年度以降は、工事費というか、そっちの方が安く上がるからということでした。
委員	整備を10年後終わりますと周知して、個人設置で補助金にするのがいいのではないですか。猶予がありますよとか、今のうちどうですか。それで補助金で切り替えていくっていう。
委員	その中で、10年経過したものは必然的に個人に譲渡するっていうことだと思うのですが、その中で年経ったものの、それ以降故障した部分、故障し得る部分っていう

事務局	のは、譲渡される時に、予防保全的な形で部品を変えとか、そういうことは考えられているのですか？ 例えば年譲渡した途端に壊れる。いきなり修理代が発生するという場合も想定はできると思うのですが。 今は、帰属を受ける場合に、浄化槽のブロワーが壊れやすいというところがあるので、7年経過した場合には交換をした上で、帰属してくださいねとか、マンホールのふたにひび割れがあった修繕していただいたうえで帰属するということがあるので、無償譲渡する場合は、点検をしたうえで譲渡していく形にはなります。
委員 事務局 委員	ある程度整備をしてからの譲渡ということですね。 はい。 5ページのところで、現状の部分に、青で書いている四十八万六千円のところが市が負担しているということで、それが右側個人になると22万まで減ります。国の負担も29万4千円とあるけれど、11万円ということで、これは事業が変わって個人負担を下げる交渉はできないですか。国との交渉で補助額を、同等にすれば移行しやすいのではないかと思います。
事務局	今、個人設置浄化槽で、補助金を出されているところで、国の補助額は決まっていますので、そこは変えてらっしゃらないのですが、市の単独上乗せっていうような形でされている自治体はあります。負担が大きいということで、そういった自治体もあります。
委員	それで実際、公共浄化槽の整備推進事業のこの青色で囲っている48万6千円って言って市が負担すべきお金ですが、これは使用料で回収するところでの負担がかかってはいるので、個人管理になったらそういったお金は入ってきません。その違いがあります。
委員	今後料金が入ってくると思うので、多少市の負担を増やしたりしながら、個人負担を減らすとした方がね、絶対もう移行していかないといけないことだと思うので、推進するためにどれだけ負担を減らして受け入れやすくするかっていうことを、検討してもらう必要があるかなと思います。
事務局	気になるのは、この経営を圧迫していますと。これは振って湧いた話で今言われているのですよね。
委員	そういう話はしていたので、料金改定を行ってきた。
事務局	年間で約1億円の赤字があるということで、使用料改定の時も約3割程度の改定を行っています。令和7年度の決算の状況とはなりますが、経費回収率が、公共下水道の場合はほぼ100%、農業集落排水事業に関しては約74%、浄化槽事業については約50%。となっています。浄化槽事業は、維持管理費を賄えるだけの使用料が入ってきてないっていう、そこが一番の課題です。ここに関しては、第3回、第4回の審議会の中で、審議をしていただきたいなとは思っています。
委員	今回、佐賀県内の近隣の市町のデータをいただいたけれど、近隣市町の動きがちょっと知りたいなという。例えば佐賀市は、逆に個人管理をなくしていきましょ

		という目標を立てています。ちょっと真逆なことを嬉野市は検討されているので、国のそもそもの方針とか県の方針とか流れがあるのですか。
加藤氏		まず、国の方針は、今法律改正の議案が衆議院をようやく通ったのですが、集落排水とか公共下水道の区域を定めて、個人設置の浄化槽に切り替えてみましょうとの動きがあります。ですから、佐賀市の経営戦略も、多分その方針が国の方針が令和9年度から進めていく予定であれば、いつぐらいまでという見通しがあれば教えてください。
委 員		
事務局		最終的には審議会で答申をいただいて、最後は議会に料金改定の議案改定がありますので、当然議会にかける必要はあります。周知期間を考え、来年四月から仮に始めるとするなら、少なくとも12月議会には遅くても議会に上程する必要があります。答申に関しては、9月までには答申としてまとめていただければと考えています。
委 員		国からの方針がはっきりするのがいつぐらい？
加藤氏		11月下旬には政令省令の改正が公布されて、公布した日から半年を超えない範囲になるので、来年度の4月1日から法律は施行されると思います。
委 員		世の中が動き出すのはいつぐらいからですか？次の年からしますよっていうのはできないってことですか。
加藤氏		そんなことはないですけど。ただ、取り組みが遅くなるほど、国からもお金が来なくなります。
委 員		住民説明がうまくいってないよねっていうのがずっと前から思っていて、納得するように住民説明をしてほしい。
加藤氏		説明するためにはですね、決めていただかないと、議会に決まってないことを説明するわけにいかないですから、そこが辛いところです。早く説明はしていただきたいですけど、やはり市長さんなり審議会がこれでいきましょうって決めてね。まずは審議会が答申をして、その答申を市長さんが受け入れて、議会の皆さんに認めていただかないと、市民の皆様には説明ができません。全て答申が前提になって、予算要求とか条例改正は全て答申が前提になっているものですから、答申いただかないこと、決めてないことを市民の皆様には説明できないので。
事務局		前回の料金改定の際は、10月頭までにはですね、答申を市長さんの方にお渡しして、そこからもう12月の議会の方で議案として上げて、議会の方でも承認をいただいたという流れになります。
委 員		前は持ち帰って考えても一緒のことやろうということで、今日しましょうって言って、多分したつもりである。
事務局		今回の浄化槽に関して、もし料金改定をして、料金体系を変えるものとなると、もっと丁寧な説明が必要だと思っているので、住民説明会を開く必要性は考えています。
委 員		要するに納得してもらうための説明会するっていうことですね。 実際市民の方は、自分の負担がどのぐらいになるのかが一番なので、もうちょっと具体的に、数字として説明してもらえると、ピンとくると思うのですが。メリット

	事務局	とデメリットなんかも分けてもらって、説明していただかないと資料を出しても多分ほとんどわからないのではないかなと思います。
	事務局	今回の説明に関しては、整備に関しての内容になりますので、次回の料金改定の説明に関してとなると、資料の内容が変わってくるので理解していただけるかと思います。説明会に関しても、市営浄化槽を利用されていらっしゃる方に対しての説明会という形になってきます。
	委員	次回のために、今日欠席の方にこの内容をお知らせしとかなと、多分ついていけないのでは。こういう話でしたということをして、追いついてもらわないといけないのかなとかですね。非常に大きな問題ですね。重い問題ですので、なかなか。やっぱり一回参加しなかっただけでこう違っていくかなというような気もします。
	委員	都市計画のなんか審議会みたいな別途あるのですか？
	事務局	あります。
	委員	私たちのこの検討委員会で反対っていうことは多分あり得ると思いますが、問題が発生しているから、嬉野市も頭を悩ませて調べて、こういう風にしましょうという考えで来ていると思いますので。何度も言うように、住民説明をして納得してもらうような形を取らないといけないのではないのでしょうか。
	委員	下水道の水洗化率は。
	事務局	下水道を整備された地区で、水洗化率が 63.9%です。
	委員	あとはくみ取りですか。
	事務局	浄化槽もあります。公共下水道が来る前に浄化槽を引いていらっしゃる方です。
	委員	公共下水道が通っているところで今つないでないところが 36%あるという。
	事務局	浄化槽も老朽化し、公共下水道への引き込みが増えてはきているので、水洗化率は上がってはいくかなと見込んでいます。
	委員	農業集落排水も同じですか。
	事務局	普及は終わっていて、水洗化による接続はありますが、それ以上に水洗化人口が減ってきています。
	会長	時間も来ておりますので、次回に審議を持ち越します。